

業 務 概 況

令和 4 年度版



国土交通省
九州運輸局下関海事事務所

目 次

I 業務の概要

- 管内の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～2
 - 1.山口県の地勢等、2.港湾の概要、3.空港の概要

- 運航関係業務の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～5
 - 1.不開港場寄港及び沿岸輸送特許関係、2.船舶運航事業関係、
3.内航海運事業関係、4.港湾運送事業関係、5.倉庫事業関係

- 船舶関係業務の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5～6
 - 1.造船事業関係、2.船舶登録関係、3.モーターボート競走関係

- 船舶検査関係業務の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

- 船員関係業務の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7～10
 - 1.船員法の適用状況、2.船員関係事務取扱状況、
3.船員職業安定業務関係、4.船員労働安全衛生業務関係

- 運航労務監理官業務の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

- 外国船舶監督官業務の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

- 海事産業次世代人材育成推進事業の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

II 下関海事事務所の概要

- 1. 名称・所在地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2. 沿革・・ 13
- 3. 組織及び主な業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

- ◆下関港に隣接する下関漁港港内に設置されている閘門は水産庁が発表した「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」に選定されるとともに、世界一小さなパナマ運河式閘門としてギネス世界記録に認定され、ギネスブックに登録されている。

(2) 宇部港

- ◆宇部港は、港湾法に基づく重要港湾であり、港則法に基づく特定港湾でもある。また、徳山下松港と一体で「国際バルク戦略港（石炭部門）」にも選定されている。そのため、港の後背地には、国内最大級の貯炭場の沖の山コールセンター（11区画、広さ：393,712㎡）が位置している。
- ◆港の特徴としては、港内には宇部興産(株)の生産拠点が集中しており、石炭、石灰石関連製品、化学製品、石油関連製品の出入荷拠点である工業港となっている。

(3) 小野田港

- ◆小野田港は、港湾法に基づく重要港湾である。また、小野田港が位置する山陽小野田市は、昔から続けられた干拓造成地に臨海工業地域を形成し、石炭鉱業、セメント工業を中心に発展してきた工業都市である。
- ◆小野田港は、この臨海工業地域の物流拠点となっており、金属類、鉄鋼、鉱産品等が取り扱われている。

3. 空港の概要

管内には、訪日誘客支援空港に認定された山口宇部空港が位置している。これまでチャーター便に限られていた海外からの誘客は、平成28年から冬季ダイヤ期間のみでLCCによる1日1便で週3便（月・水・土曜日）の国際定期航路が開設されていたが、日韓関係の悪化の影響を受けて令和元年度より運休となり、その後も新型コロナウイルス感染症の影響により、運航再開の見通しがたたない状況である。なお、国内線は宇部～羽田間の一路線で1日10便が運航している。

空港の利用実績としては、令和3年度において国際線は0人（利用率で0.0%）、国内線で360,148人（利用率で43.3%）となっている。

運航関係業務の概況

監理・運航担当

1. 不開港場寄港及び沿岸輸送の特許関係

- ◆管内には、関税法に基づく不開港場は「下関港」「宇部港」の2港である。
- ◆令和3年度における不開港場への外国船寄港の特許件数は46件、沿岸輸送の特許件数は45件となっている。
- ◆不開港場寄港特許は、仙崎港及び小野田港に寄港する外国船に対するものが多く、また、寄港する船舶が同一のため平成30年度から包括特許を行っている。
- ◆沿岸輸送特許は、大半が運航者の業務上で使用する空コンテナの輸送となっている。

(特許処理件数の推移)

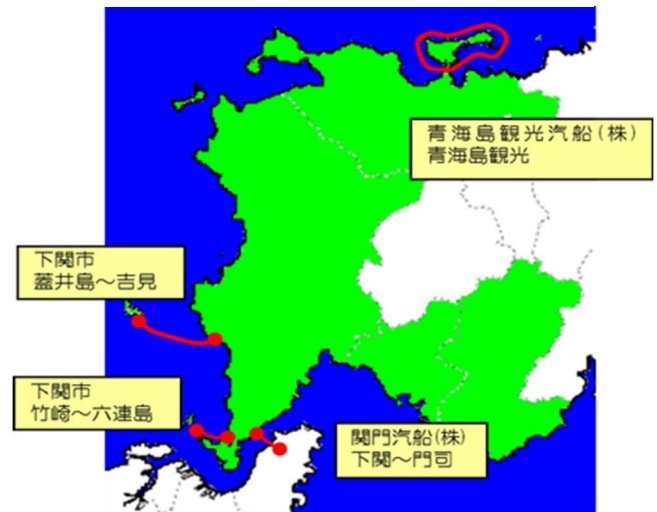
	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
不開港場寄港	121	58	31	38	46
沿岸輸送	40	20	26	60	45

2. 船舶運航事業関係

◆管内の船舶運航事業は、令和 3 年 4 月 1 日現在で一般旅客定期航路事業が 4 事業者 5 航路（うち、1 事業者 1 航路が休止中）、旅客不定期航路事業が 6 事業者 7 航路となっている。また、対外旅客定期航路事業が 1 事業者 1 航路、対外貨物定期航路事業者が 1 事業者 1 航路となっており、海外との定期航路が就航している点に特徴がある。

◆一般旅客定期航路の特色として、本州の下関と九州の門司港を結ぶ関門航路は、平成 29 年 4 月に両地域が日本遺産に認定されたのを契機に、これまでの住民利用に加え、観光客の交通手段としても利用されている。また、青海島航路は、風光明媚な青海島を遊覧する観光航路である。下関市の本土と離島を結ぶ 2 つの離島航路は、民生の安定を図る生活航路（国庫補助航路）となっている。

一般旅客定期航路事業の航路図



(旅客輸送実績)

(単位：人)

区分 \ 年度	H29	H30	R1	R2	R3
一般旅客定期航路	705,340	817,941	803,307	262,414	372,175
(うち補助航路)	41,447	43,412	43,775	16,818	28,848
旅客不定期航路	67,321	76,296	91,432	35,454	27,293

◆対外旅客定期航路は、1970 年から関釜フェリー(株)が下関港と韓国・釜山港の間でフェリーの隔日運航を開始したが、1983 年韓国側法人の釜関フェリー(株)との共同運航により、デイリー運航が可能となった。新型コロナウイルス感染拡大防止及び政府要請による水際対策により、令和 2 年 3 月より旅客輸送が休止されていたが、令和 4 年 12 月 16 日、約 2 年 9 ヶ月ぶりに旅客輸送が再開された。

◆対外貨物定期航路は、下関港と中国・蘇州(太倉)港の間で、蘇州下関フェリー(株)が RORO 船を週 2 便体制で就航しており、平成 31 年 2 月には新船を投入し、これまでよりもシャーシーや冷凍コンテナの輸送能力を增強し、温度管理に繊細な貨物にも対応している。

3. 内航海運事業関係

- ◆令和3年3月末現在の内航海運登録事業者は、船舶の運航を行う運送事業者が5社、船舶の貸渡しを行う船舶貸渡事業者が29社となっている。

(内航海運事業者数の推移)

各年度末現在

年度 区分	H29	H30	R1	R2	R3
運送業	7	7	7	6	5
船舶貸渡業	31	31	29	29	29

(内航海運事業者の使用船舶数及び支配船腹量の推移)

各年度末現在

年度	H29	H30	R1	R2	R3
支配隻数	67	68	65	64	64
支配船腹量	132,770	132,985	136,960	136,409	142,356

4. 港湾運送事業関係

- ◆管内の港湾運送事業法に基づく指定港は、関門港（下関港）、宇部港、小野田港の3港湾で、令和4年3月末現在で、事業者数15者（18業種）となっている。
- ◆管内における令和3年度の船舶積卸し実績は、2076万トンとなっており、港別取扱量では、下関港（203万トン）、宇部港（1762万トン）、小野田港（111万トン）となっている。宇部港の取扱量が多いのは、徳山下松港と一体で「国際バルク戦略港（石炭部門）」を形成しているため、輸入及び移出の石炭取扱量が影響している。
- ◆また、品目別取扱量は、下関港では実入りコンテナ（50%）、宇部港では石炭（53.1%）、小野田港ではその他林産品（26.1%）がそれぞれ首位となっている。

港湾運送事業者

R4年3月末現在

業種 港	事業者数	業種					
		一般	港湾荷役			はしけ	いかだ
			一貫	船内	沿岸		
下関港	5	2	3	0	1	0	0
宇部港	6	2	4	0	1	0	0
小野田港	4	0	3	0	1	0	0

5. 倉庫事業関係

管内の令和3年度末の事業者数は、普通倉庫41者、冷蔵倉庫14者となっている。庫腹量は、1～3類倉庫116千㎡、冷蔵倉庫283千㎡となっている。

事業者数及び庫腹量の推移

		各年度末現在	H29	H30	R1	R2	R3
普通倉庫	1～3類倉庫	事業者数	31	31	32	32	33
		庫腹量 (m ³)	101,238	101,238	109,288	110,888	110,888
	野積 (m ³)	事業者数	1	1	1	1	1
		庫腹量 (m ³)	404,412	397,712	393,712	393,712	393,712
	貯蔵槽 (m ³)	事業者数	0	0	0	0	0
		庫腹量 (m ³)	0	0	0	0	0
	危険物	事業者数	7	7	7	7	7
		庫腹量 (m ³ ・m ³)	179,304	179,304	179,304	179,304	179,304
冷蔵倉庫	事業者数		14	14	14	14	14
	C級 (m ³)	庫腹量 (m ³)	19,386	19,386	19,386	19,386	19,386
	F級 (m ³)	庫腹量 (m ³)	263,937	263,937	263,937	263,937	263,937

船舶関係業務の概況

船舶担当

1. 造船事業関係

- ◆管内における造船事業の概況は、令和4年3月末現在、許可造船所11社、登録造船所7社、届出造船所が15社となっており、兼業を除いた実事業者数は22社である。
- ◆造船所では、大型フェリー、油・ケミカルタンカー、貨物船、セメント船、巡視艇、調査船などの新造船を建造するとともに、船舶の修繕についても行っている。

(船舶建造実績の推移)

(単位：トン)

区分	船種	H29年度		H30年度		R1年度		R2年度		R3年度	
		隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
日本船	旅客船	2	16,078	2	13,967	0	0	2	22,500	2	30,050
	貨物船	4	43,710	4	28,243	3	775	2	699	2	21,252
	官庁船等	0	0	1	141	1	6,133	3	4,200	1	7,448
	タンカー	2	816	2	671	0	0	1	299	3	1,151
	その他	3	1,392	5	727	4	288	0	0	3	559
	合計	11	61,996	14	43,749	8	7,196	8	27,698	11	60,460
外国船	貨物船	2	19,174	4	26,377	4	35,347	3	29,150	3	20,145
	タンカー	4	26,918	1	6,267	1	8,025	3	20,792	1	8,040
	合計	6	46,092	7	54,044	6	43,437	6	49,942	4	28,185
合計		17	108,088	21	97,793	14	50,633	14	77,640	15	88,645

2. 船舶登録関係

- ◆管内における登録船舶（総トン数20トン以上）の状況は、令和4年12月31日現在、隻数では111隻、総トン数では162,346総トンとなっている。用途別の隻数は、油送船が35隻で最も多く、2番目に特殊船が29隻、以下は一般貨物船が16隻、漁船が10隻、官庁船が8隻となっている。
- ◆また、在籍船の大半（80.2%）は1,000総トン未満となっている。

※在籍船舶の推移

各年12月末現在

年	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
隻数	126	122	122	119	115	113	111
総トン数	175,500	166,257	161,755	215,118	167,506	167,245	162,346

※用途別在籍船舶隻数

R4年12月31日現在

一般貨物船	漁船	フェリー	油送船	砂利船	官庁船	特殊船	その他	合計
16	10	1	35	0	8	29	12	111

（トン数階層別在籍船舶数）

R4年12月31日現在

100未満	1,000未満	10,000未満	10,000以上
30	59	18	4

3. モーターボート競走関係

- ◆管内には、下関競走場がありモーターボート競走が施行されている。下関競走場の概要と売上額等の推移は以下のとおりである。
- ◆令和3年度の売上高は対前年比で13.7%増、利用者数数は対前年比で16.1%増となっている

（下関競走場の概要）

競走場名	施行者名	開催日数 (R3年度)	施行者 指定年月日	場外発売場
ボートレース下関	下関市	186日	昭和29年8月24日	ミニポートピア山口あじす オラレ下関 BRTながと

（下関競走場の売上高及び利用者の推移）

項目 \ 年度	H29	H30	R1	R2	R3
売上金額（百万円）	67,550	70,871	79,734	123,320	140,258
利用者数（千人）	14,534	16,206	17,055	19,506	22,662
1日平均売上金額（百万円）	363.2	393.7	445.4	663.0	754.0

※平成29年4月よりナイトレース開催

船舶検査関係業務の概況

検査担当

- ◆海上における人命の安全、船舶の堪航性を確保及び海洋汚染防止のため、船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき、船舶の船体、機関、救命設備、消防設備及び海洋汚染防止設備等について設計・製造段階から廃船に至るまでの間、必要な技術基準に適合していることを造船所等で確認している。
- ◆また、人的要因による海難事故の発生を防止するため、平成10年7月にISM（安全管理システム）コードがSOLAS条約に取り入れられ、更に、海上における危害行為の防止及び保安確保のため、平成16年7月にISPS（船舶と港湾施設の保安）コードが同条約に取り入れられ、国際航海船舶に対してこれらの審査を実施しているとともに、これらのコードが適用されていない船舶に対しても任意申請による審査を実施している。
- ◆なお、検査の種類としては、製造検査、定期検査、中間検査、臨時検査、臨時航行検査があり、技術基準に適合していることが確認できたものについては、船舶検査証書及び海洋汚染防止証書等が発給される。

船員関係業務の概況

船員担当

1. 船員法の適用状況

- ◆令和3年10月1日現在における管内の船員法適用船舶所有者は67者、船舶数は161隻、船員数は798人となっている（予備船員は除く）。
 - ◆また、船員の船種別構成については、汽船船員が72.3%、漁船船員が11.9%、その他の船員が15.7%となっている（その他とは、官庁船、曳船、作業船等をいう）。
- （船員法適用船舶所有者等の推移） （各年度10月1日現在）

区分		年度				
		H29	H30	R1	R2	R3
汽船	船舶所有者数	48	48	48	46	45
	船舶隻数	102	100	107	105	108
	船員数	560	556	590	578	577
漁船	船舶所有者数	10	10	9	8	7
	船舶隻数	28	27	26	23	21
	船員数	147	146	133	117	95
その他	船舶所有者数	16	16	17	18	15
	船舶隻数	36	36	36	40	32
	船員数	159	160	162	161	126
計	船舶所有者数	74	74	74	72	67
	船舶隻数	166	163	169	168	161
	船員数	866	862	885	856	798

※上記船員数は予備船員を除く

2. 船員関係事務取扱状況

(1) 船員法関係事務取扱状況

当事務所で令和3年度に取り扱った主な船員法関係事務件数は下表の通りである。

(船員法事務取扱件数の推移)

区分		年度				
		H29	H30	R1	R2	R3
船員手帳	新規交付	80	110	91	67	55
	書換・再交付	100	88	65	76	91
	訂正	15	12	11	11	16
届出 雇入契約の成立等の	雇入	926	988	1,269	1,348	1,368
	雇止	930	992	1,356	1,410	1,367
	変更	276	284	316	502	453
	更新	27	35	22	31	18
	計	2,159	2,299	2,963	3,291	3,206
航行報告	受理	95	95	73	76	72
	証明件数	95	94	76	76	72
	証明通数	99	106	90	81	76

(船員法に基づく各種資格認定等の取扱件数)

区分		年度				
		H29	H30	R1	R2	R3
航海当直	甲板	24	43	34	37	36
	機関	17	23	20	20	19
タンカー危険物取扱責任者		59	49	57	76	117
RORO旅客船の要件確認		10	53	5	3	9

(2) 海技免状・小型船舶操縦免許証発給等事務取扱状況

(海技免状・小型船舶操縦免許証等発給状況の推移)

区分		年度				
		H25	H30	R1	R2	R3
新規交付	大型	3	28	49	68	65
	小型	343	375	425	609	575
	計	346	403	474	677	640
更 新	大型	380	331	317	273	251
	小型	2,067	1,654	1,641	1,394	1,487
	計	2,447	1,985	1,958	1,667	1,738
再交付	大型	65	32	47	48	58
	小型	209	178	205	221	199
	計	274	210	252	269	157
訂正	大型	10	11	10	16	13
	小型		4	7	20	8
	計		15	17	36	21
履歴限定解除		25	33	45	54	66
合 計		3,102	2,646	2,746	2,703	2,722

3. 船員職業安定業務関係

(1) 船員求人・求職状況

当事務所における令和3年の求人申込件数は185件、求職申込件数は82件となっている。うち、就職が成立した件数としては18件となっている。

(船員職業紹介実績の推移)

区分	年				
	H29	H30	R1	R2	R3
求人申込数	158	239	332	282	185
求職申込数	117	82	76	57	82
成立件数	14	22	24	12	18

(2) 船員失業保険金等支給状況

◆令和3年における雇用保険の失業等給付の支給延べ件数は、45件で給付金額は7,291千円(対前年比107.1%)となっている。また、受給者延べ人数は45人(対前年比102.2%)となっている。

(船員失業保険金支給実績の推移)

年 区分	H29	H30	R1	R2	R3
支給延人数 (人)	63	68	34	44	45
支給金額 (千円)	9,560	11,299	5,557	6,802	7,291

(注) 再就職手当、高齢者求職者給付金は含まず。

4. 船員労働安全衛生業務関係

- ◆管内の令和3年度における船員災害疾病発生状況は、3日以上 の休業を要した災害及び疾病について集計したものである。
- ◆実数で見ると災害は4人、疾病は19人であった。また、千人率で見ると災害は4.0%、疾病は18.9%となっており、災害は前年度を下回っているが、疾病は上回っている。
- ◆千人率とは、船員1,000人当たりの年間発生率を示し、その他とは官庁船、曳船、作業船等をいう。

(災害発生状況の推移)

各年度 10月1日現在

項目	年度	H29		H30		R1		R2		R3	
		人数	千人率	人数	千人率	人数	千人率	人数	千人率	人数	千人率
汽船 (人)	2	2	3.6	3	5.4	1	1.3	2	2.5	2	2.6
漁船 (人)	3	3	20.4	4	27.1	4	29.4	2	16.7	2	20.2
その他 (人)	1	1	6.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計	6	6	6.9	7	8.1	5	4.6	4	3.7	4	4.0

(疾病発生状況の推移)

各年度 10月1日現在

項目	年度	H29		H30		R1		R2		R3	
		人数	千人率	人数	千人率	人数	千人率	人数	千人率	人数	千人率
汽船 (人)	10	10	17.9	10	18.0	9	11.6	9	11.5	12	15.6
漁船 (人)	2	2	13.6	3	20.5	2	14.7	3	25.0	7	70.7
その他 (人)	0	0	0.0	2	12.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計	12	12	13.9	15	17.4	11	10.2	12	11.1	19	18.9

運航労務監理官業務の概況

運航労務監理官

- ◆ 運航労務監理官は、船舶の航行の安全確保及び船員災害の防止、労働条件の確保を図ることを目的として設置されている執行官であり、次の4つの業務を行っている。
- ① 海上運送法及び内航海運業法に基づく船舶の安全運航の確保を目的とする運航監理業務、船舶運航事業者を対象とした運航安全管理研修会の実施及び運輸安全マネジメント評価の実施
 - ② 船員法関係法令に基づき船員の労働条件・労働環境の保護を目的とする船舶及び事業場監査業務
 - ③ 船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく船舶乗組員に必要とされる海技資格を確認する立入検査業務
 - ④ 船員職業安定法に基づく船員派遣事業の適正な運営の確保を目的とする立入業務
- なお、監査業務としては、主に事業者が許認可を受けたものと同様の運航を行っているかを確認する「運航管理監査」と、船内で働く船員の労働条件が遵守されているか、船内の安全衛生の確保が図られているか等を確認する「船員労務監査」を実施している。

(船員労務監査実績の推移)

年度 項目	H29	H30	R1	R2	R3
監査船舶数	81	63	81	47	27
監査船員数	382	285	371	227	123
事業場監査数	0	0	0	0	0
違反船舶数	1	3	2	4	1
違反件数	1	3	4	4	1
勧告船舶数	1	0	0	1	0
勧告件数	1	0	0	1	0

(安全マネジメント実績の推移)

年度		H29	H30	R1	R2	R3
項目						
本省合同評価	旅客	0	0	0	0	0
	貨物	0	0	0	0	0
地方単独評価	旅客	0	0	1	0	0
	貨物	0	0	2	1	0

外国船舶監督官業務の概況

外国船舶監督官

- ◆外国船舶監督官は、海上における人命の安全や海洋環境の保全を図るため、日本に入港する外国籍の船舶に対して、船舶の構造・設備及び海洋汚染防止機器並びに船員の資格要件等が国際条約に適合しているかどうかについて立入検査をしています。
- ◆寄港国による監督を「Port State Control:ポートステートコントロール」（PSC）と言い、PSCの業務は、本来、責任ある旗国の監督の下に関係の条約に適合した状態で運航すべき船舶が、旗国の監督不足により条約不適合の状態にある船（サブスタンダード船）に対して、寄港国の監督により条約に合致した状態にさせることを目的としています。
- ◆なお、当海事事務所には、2名の外国船舶監督官が配置されPSCを実施しています。

（PSC実績隻数の推移）

項目 \ 年度	H29	H30	R1	R2	R3
監督隻数	110	112	107	45	50
技術基準適合命令	1	0	0	0	2
是正通告	0	0	0	1	0
改善命令	0	0	0	0	0

海事産業次世代人材育成推進事業

- ◆当海事事務所では、海運・造船などの海事産業で若年労働者不足が深刻化していることから、海事思想普及のため、次世代を担う子供たちに海事産業への理解を深めてもらい、将来の海事に携わる人材の育成などを目的として、小・中・高校生や教育関係者などを対象に造船施設等の見学会を毎年度開催していたが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から見学会は中止となりました。

令和4年度は、下関市立西市小学校5年生17名に対し、下関市内の海事産業2者に協力頂き、見学会を実施しました。

Ⅱ 下関海事事務所の概要

1. 名称・所在地



九州運輸局下関海事事務所

〒750-0066

山口県下関市東大和町1丁目7番1号

電話 083-266-7151

Eメール

qst-shimonoseki-knr@ki.mlit.go.jp

2. 沿革

- | | |
|----------|--|
| 昭和18年11月 | 運輸通信省が新設され門司海運局下関出張所が設置。 |
| 昭和20年6月 | 官制改正により九州海運局下関出張所と改称。 |
| 昭和23年12月 | 九州海運局下関出張所に公共船員職業安定所が設置。 |
| 昭和27年8月 | 船舶安全法、船舶職員法関係業務が海上保安庁から移管される。公共職業安定所の名称が船員職業安定所と改称される九州海運局下関出張所が下関分局となる。 |
| 昭和28年3月 | 下関分局が下関支局となり、宇部支局仙崎出張所が下関支局仙崎出張所となる。 |
| 昭和29年4月 | 下関支局に船員労務官が配置される。 |
| 昭和39年6月 | 船員労務官が専任制になる。 |
| 昭和45年4月 | 仙崎出張所が廃止。 |
| 昭和59年7月 | 運輸省設置法の改正により九州運輸局下関海運支局に改称。 |
| 平成13年1月 | 中央省庁再編等により、運輸省は国土庁、北海道開発庁及び建設省と統合し「国土交通省」発足。 |
| 平成14年7月 | 国土交通省設置法の改正により九州運輸局下関海事事務所に改称。 |
| 平成14年10月 | 外国船舶監督官が配置される。 |
| 平成15年4月 | 宇部海事事務所の廃止に伴い、宇部管内の管轄区域が移管される。次長制が新設される。 |
| 平成17年4月 | 組織改正により、運航監理官と船員労務官を統合した運航労務監理官が配置。 |
| 平成18年7月 | 課制からスタッフ制（運輸企画専門官、海事技術専門官）の配置。 |

3. 組織及び主な業務

九州運輸局 下関海事事務所	監理・運航担当	● 海事代理士、旅客船、内航海運、港湾運送、倉庫業の指導・監督
	船舶担当	● 船舶の登録、造船、船用工業、モーターボート競走の指導・監督
	検査担当	● 船舶検査等の申請、検査証書等の交付、廃油処理
	船員	● 海技免状、雇入届、船員職業紹介、失業保険
	運航労務監理官	● 旅客船・内航貨物船の運航管理、船員の安全・労働条件の確保、船員災害防止
	船舶検査官	● 船舶検査、船舶保安検査
	船舶測度官	● 船舶のトン数測度
	外国船舶監督官	● 外国船舶の監督